

工 事 概 要 書

清瀬運動場(R07) 正門側駐車場等改修工事

- 1 正門側駐車場改修
 - ①正門側駐車場の舗装
 - ②外灯新設及び電灯盤更新
 - ③野球場側フェンス新設
 - ④住宅側ゲートの箇所をフェンスに変更
 - ⑤旧浄化槽及び旧重油タンクの撤去
- 2 屋外配電盤のハンドホールの改修
- 3 屋外配電盤前の雨水排水設備の新設
- 4 管理棟付近の柵の支柱残置物撤去
- 5 壁打ち施設撤去(アスベスト含有建材)及び舗装改修
- 6 B面野球場ダッグアウト塗装並びにベンチ及びベンチ前フェンス更新

その他詳細は、設計説明書・特記仕様書・図面による。

設 計 説 明 書

- 1 工 事 件 名 清瀬運動場(R07)正門側駐車場等改修工事
- 2 工 事 場 所 東京都清瀬市竹丘三丁目10番5号
東京都職員共済組合 清瀬運動場
- 3 工 期 契約確定の日の翌日から令和8年3月19日まで
本工事のための施設休館期間は令和8年1月19日から令和8年3月19日までであり、日曜・祝日は作業休止とする。
- 4 支 払 条 件 前払い 契約額（税込み）の40%を支払う（但し、10万円未満の端数は切り捨てる。）
部分・一部しゅん功払いは行わない。
- 5 工 事 計 画 契約確定後直ちに関係者と打合わせを行い、現地・部材を調査し、仮設計画及び施工計画書、施工要領書、工事工程表等を作成し、共済組合監督員の承諾を得ること。
- 6 施 工 条 件 (1) 工事上の留意点について
 - ・現場の工事着手は1月19日からとする。ただし、検体採取など調査のための一部撤去等は、施設管理者及び監督員と作業内容及び日程を調整した上、事前作業可能とする。
 - ・本工事は、原則として1月から3月までの休館期間に行うこと。
 - ・仮設現場事務所（監督員、監理者、受注者）を1月19日以降に設置すること。アイドリングストップとするため、受注者作業員仮設休憩室（空調付き）を合わせて設置すること。
 - ・工事工程表を1月19日までに作成し、工事着手前に関係官公庁への事前の打合せや届け出等を行うこと。
 - ・工期が短いため、納期を確認の上、電灯盤などの製作図を速やかに提出し承諾を得ること。
 - ・警備を委託しているため、開門時間が8時から17時30分までであり

その時間以外は敷地内に原則立ち入れない。現場事務所での事務作業もできない。

- ・関係者の安全を確保すると共に、運営に支障が生じないように配慮すること。
- ・作業日時等については、施設管理者及び共済組合監督員と十分協議を行った上で施工すること。
- ・毎朝、作業範囲、作業内容を施設管理者と密に打合せの上、施工すること。
- ・受注者の現場事務所及び作業員待機所、資材置き場、駐車場については、施設管理者と協議すること。
- ・監督員監理者事務所の規模は合わせて20㎡程度とする。エアコン、ロッカー×5、打合せ机、書類保管棚（鍵付）現場書類保管必要数を備えること。
- ・電気・水道料金については、現場事務所及び屋外散水栓にメーターを設置し、従量料金を支払うこと。それ以外の箇所については、運営に支障のない範囲で無償とする。
- ・受注者は、安全対策等を含めて、各関係機関等と事前に調整をした上で工事搬入・搬出路を決定すること。工事関係車両の出入等の際は、道路を汚さないようにするとともに、出入口門扉のレールの養生を行うこと。本工事周辺の道路、工作物等を破損、損傷させた場合は、受注者の責任において速やかに現状復帰を行うこと。
- ・工事関係従業員の風紀維持に万全を期すること。
- ・周辺の環境を十分に考慮し、振動・騒音等の対策を事前に十分検討し、共済組合監督員に具体的に説明するとともに、問題が生じた場合には速やかに対処すること。
- ・使用機械については、排出ガス対策型及び低騒音・低振動型の使用を原則とすること。
- ・近隣住民への工事説明を行うこと。
- ・利用者及び施設管理者の動線を確保し、誘導員を配置すること。
- ・月間工程表を提出すること。
- ・隔週ごとに定例会議を行うこと。
- ・敷地内では、施設管理者が定めた場所（屋外1箇所）以外は全面禁煙とすること。喫煙場所が狭いので、交代休憩等により対応し、施設利用者の利用を優先すること。

- ・竣工図の提出データはDWG（またはDXF）、オリジナルCAD、PDFとすること。
- ・特記仕様書「第2章一般事項」の前書き中「東京都」を「東京都職員共済組合」に読み替える。

- 7 質問 本設計図書に質問のあるときは、別紙添付質問書を参考に、受付期間内に当該質問書をメールに添付して下記契約担当課まで送信してください。
なお、メールの件名は「【質問】清瀬運動場(R07)正門側駐車場等改修工事」としてください。

受付期間 指名通知後から

令和7年12月16日（火）午前11時まで（時間厳守）

回 答 令和7年12月19日（金）午後3時までに回答予定

- 8 契約担当課 東京都職員共済組合 管理部財務課契約管財担当
（東京都庁第1本庁舎北塔38階）

（質問送信先） メールアドレス S9000060@section.metro.tokyo.jp
TEL (03)5320-7313

- 9 現地確認 現地確認の期間を令和7年12月上旬から令和7年12月下旬までの期間に設ける予定です。工事希望票を提出していただいた方のみ現地確認が可能です。

- 10 注意事項 ①入札に当たっては、社会的な信頼を損なうことのないよう良識ある行動をとるようお願いします。
②設計図書、参考数量内訳書等のデータは入札以外の目的に使用することを厳禁とします。

質 問 書

別紙-3

(__/全__)

宛 先 : 東京都職員共済組合 管理部財務課契約管財担当 宛
 メールアドレス : S9000060@section.metro.tokyo.jp
 件 名 : 清瀬運動場(R07)正門側駐車場等改修工事
 質 問 者 : (代表者) _____
 担 当 者 : 所属_____ 氏名_____
 連 絡 先 : Tel_____ Fax_____
 提 出 日 : 令和__年__月__日

質問事項

No	設計図書記載箇所	質 問
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__/__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__/__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__/__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__/__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__/__	

(行が不足のときは2枚以上としてよい。)

令和7年7月版

清瀬運動場(R07)正門側駐車場等改修工事

特 記 仕 様 書

令和7年度

東京都職員共済組合

目 次

第1編 共通事項.....	1
第1章 工事概要.....	1
第2章 一般事項.....	1
第3章 支払.....	3
第4章 施工区分.....	5
第2編 工種別事項.....	6
第1章 総則.....	6
第1節 共通事項.....	6
第2節 工事関係図書.....	15
第3節 工事現場管理.....	16
第4節 材料.....	17
第5節 石綿含有建材の調査.....	19
第7節 施工.....	21
第9節 しゅん功図等.....	21
第2章 仮設工事.....	23
第3節 材料置場、下小屋その他仮設物.....	23
第3章 土工事.....	24
第1節 共通事項.....	24
第13章 屋根及びとい工事.....	24
第4節 とい.....	24
第21章 外構工事.....	25
第2節 舗装工事.....	25
第3節 排水工事.....	28
第4節 その他の外部工事.....	29
第22章 植栽及び屋上緑化工事.....	30
第2節 植栽基盤.....	30
第3節 植樹.....	30
第4節 芝張り、吹付けは種及び地被類.....	31
第27章 塗装改修工事.....	32
第2節 下地調整.....	32
第3節 素地ごしらえ.....	32
第4節 さび止め塗料塗り.....	32
第5節 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）.....	33
第29章 石綿除去工事.....	33
第1節 一般事項.....	33
第3編 電力設備工事.....	35
第2章 施工.....	35

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名

清瀬運動場(R07)正門側駐車場等改修工事

1.2 工事場所

清瀬市竹丘三丁目10番5号

1.3 敷地面積

m²

1.4 工事規模

正門側駐車場、壁打ちテニスエリア、ダッグアウト 2,180 m²

1.5 工期

日間 (~令和 8年 3月 19日まで)

・概成工期 日間 (~令和 年 月 日まで)

第2章 一般事項

東京都では、環境マネジメントシステムを運営し、東京都の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

環境マネジメントシステムについては、東京都環境局ホームページを参照する。

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都建築工事標準仕様書」「令和5年版 東京都電気設備工事標準仕様書」「令和5年版 東京都機械設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。

2.4 成績評定について

本工事は、東京都工事成績評定要綱（平成14年3月26日付13財営技第167号）に基づく工事成績評定について、次による。

- ・対象
- 対象外

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。

「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

第3章 支払

3.1 部分払

(1) 工事請負契約書第38条に定める部分払の方法は、次による。

- ・ 段階別部分払（支払回数は、回以内とする。）
- ・ 特例工事部分払（支払回数は、回以内とする。）
 - 部分払については、行わない。

(2) それぞれの運用については、次による。

段階別部分払

ア. 請求時期及び出来形

(ア) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。

(イ) 請求時期における出来形は、認定に適するものとし、その内容は別紙「工種別出来形及び認定率表」のとおり

イ. 出来高率表の提出

受注者は、請求回数ごとの出来形に対応する出来高率を、発注者の示す工種別構成率と工種別出来形及び認定率表とにより算出し、段階別部分払出来高率表を作成の上、第1回部分払請求時に提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

特例工事部分払

ア. 請求時期

請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。

イ. 出来高率表の提出

受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来高とにより出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

3.2 一部しゅん功払

(1) 工事請負契約書第39条に規定する指定部分に係る工事が一部しゅん功し、検査に合格したときは、指定部分に相応する契約代金を支払う。指定部分の出来高割合は.....%を支払う。

(2) 指定部分の内容

(3) 請求金額の算定前金払、部分払が行われている場合は、当該部分に相当する支払い済額を除く。

工種別出来形及び認定率表

工種別	出来形の内容	認定率 (%)	備 考
1 積上げによる 仮設工事	それぞれの細目ごとに出来高を算出する。	—	
2 土工事	根切り及び地業完了時	80	
10 その他の工事	各工種別工事完了時 屋根及びとい工事 外構工事 舗装工事 外周工事 植栽工事 塗装改修工事 石綿除去工事 電力設備工事	95	
率共通仮設費及び 諸経費	全直接工事費の出来高率に相当する率とする。	—	
建物ほぼ完了時	内外清掃、手直し残し程度	95	建物の構成率の 95%

(注) 完了時とは、概成の時期（ほぼ完了時）とする。

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

○受注者の負担とする。（詳細は設計説明書の通り）

・発注者の支給とする。

(1) 電気量

ア 本受電後は、次表による（新築工事）。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事		○	○
機 械	空調設備工事		
	給水衛生設備工事		
その他			○

イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料金を含む。

(1) 水道料

管接続後は、次表による。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事			○
機 械	空調設備工事		
	給水衛生設備工事		
その他			○

清瀬運動場（R07）正門側駐車場等改修工事

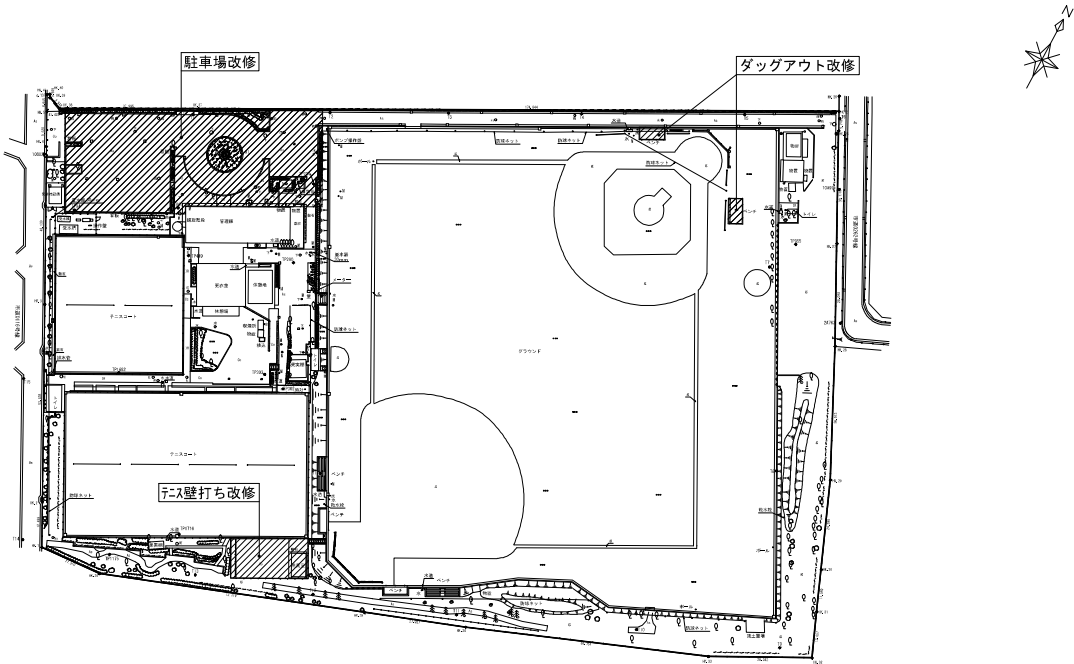
令和 7年 9月

東京都職員共済組合

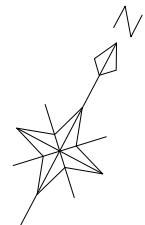


標準地図（国土地理院）（<https://maps.gsi.go.jp/#15/35.765792/139.514162/&base=std&ls=std&isp=1&vs=c1g1j0h0k010u0t0z0r0s0m0f1&d=m>）をもとに設計会社作成

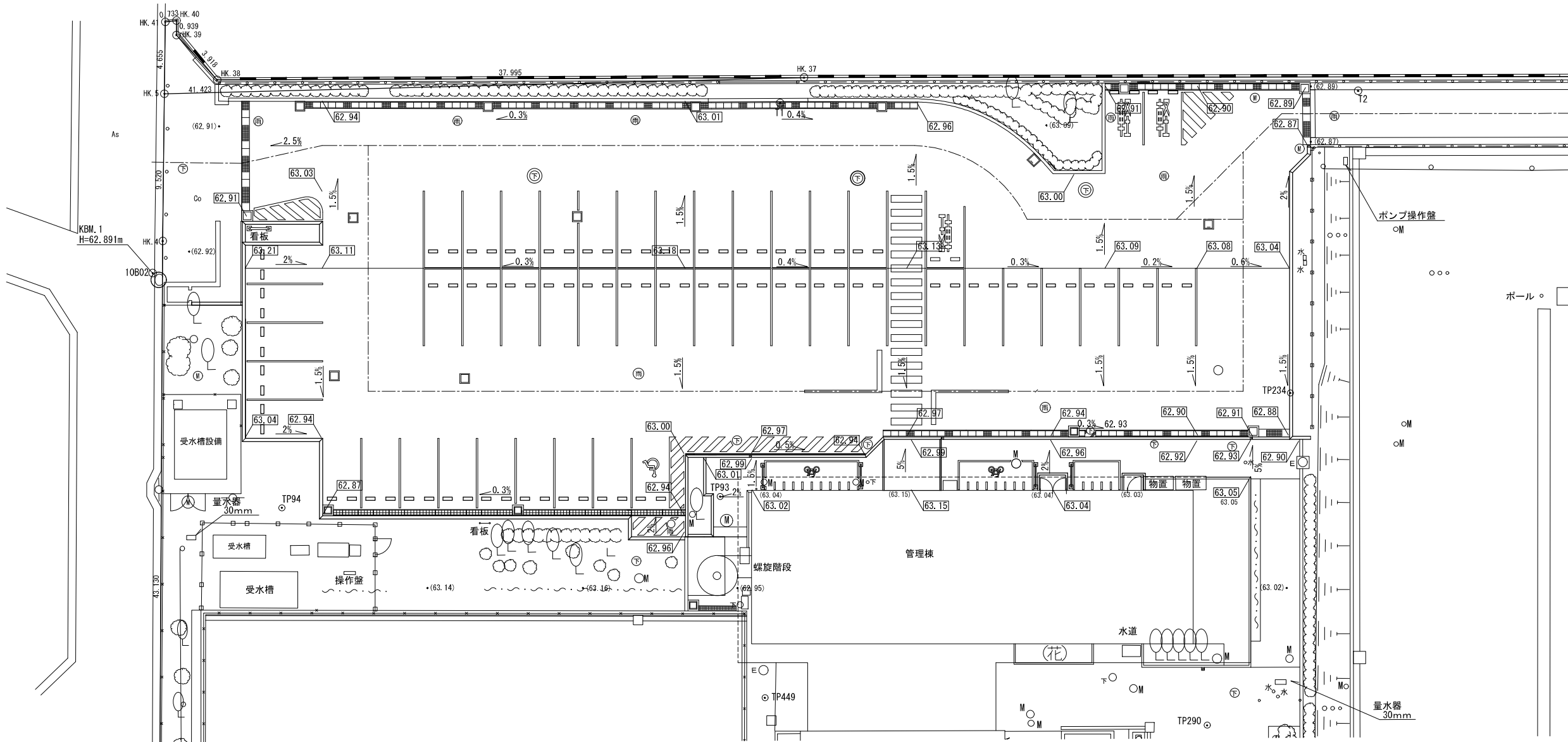
計画地



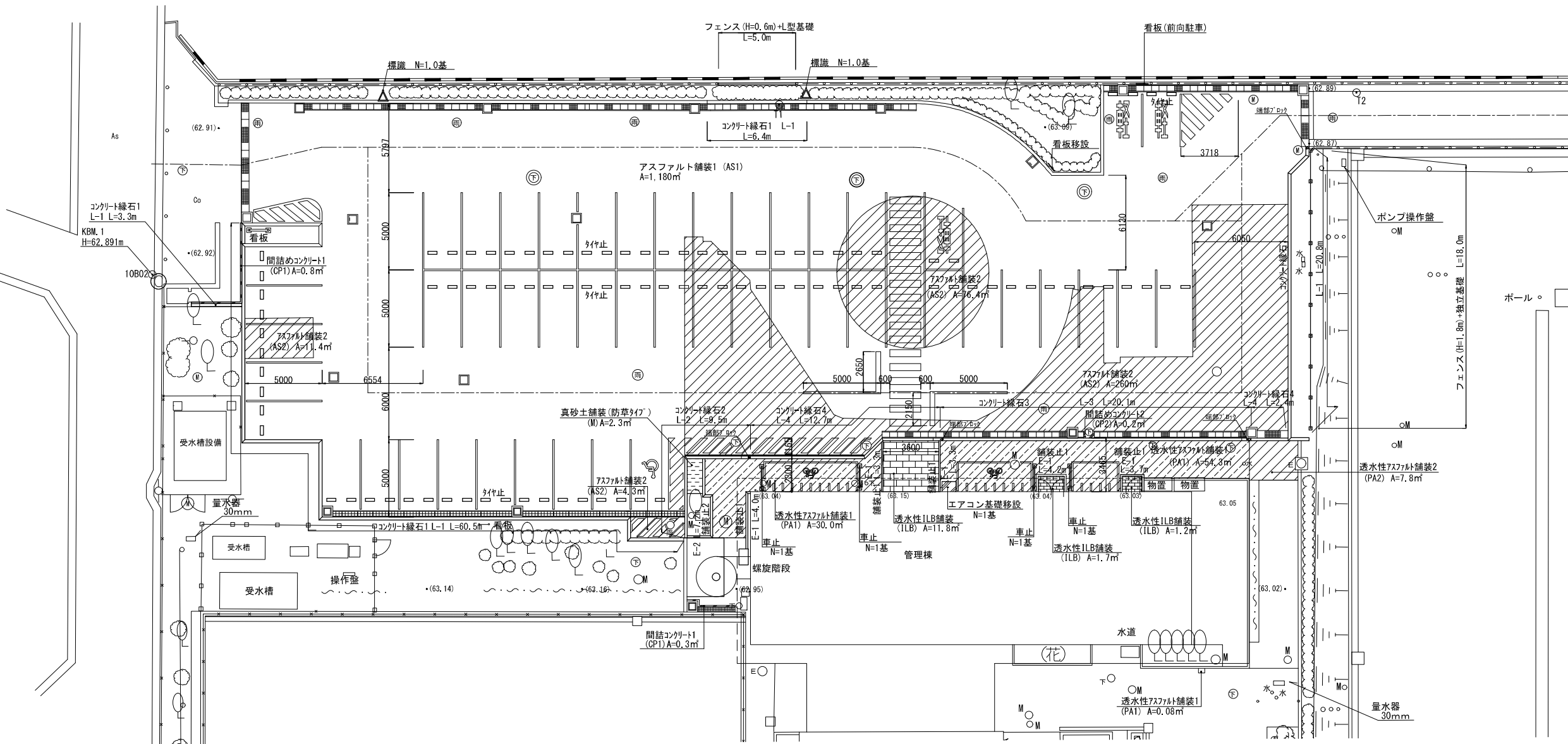
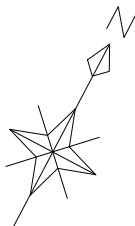
図面番号	図 面 名 称	内 容
A-1	位置図・案内図・図面目録	平面図
A-2	撤去(施設)平面図(現況平面図)	平面図
A-3	撤去(植栽)平面図	平面図
A-4	造成(仕上高)平面図	平面図
A-5	外構平面図	平面図
A-6	排水設備平面図	平面図
A-7	植栽平面図	平面図
A-8	電気設備平面図	平面図
A-9	詳細図-1	舗装、縁石
A-10	詳細図-2	路面標示、フェンス、車止
A-11	詳細図-3	ダッグアウト改修
A-12	詳細図-4	テニス壁打ち改修、横断側溝縦断図、雨水樹リスト、仮設
A-13	詳細図-5	浸透U型側溝、雨水樹、スリット側溝、雨水管
A-14	詳細図-6	人孔・汚水樹高さ調整、雨水樹蓋・縁塊取替
A-15	詳細図-7	照明灯、分電盤、ハンドホール、電線管、埋設鉄
A-参1	(参考図) 撤去詳細図	浄化槽、貯油タンク
A-参2	(参考図) 仮設計画図	



凡例	
(63.93)	現況地盤高
(63.99)	計画地盤高



件名	清瀬運動場 (R07) 正門側駐車場等改修工事
図面	造成 (仕上高) 平面図
S:1/150 (A3:1/300)	No. A-4
令和 7年 9月	(4/15)

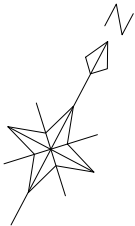


数量表

表 記	名 称	規 格	単位	数 量	備 考	表 記	名 称	規 格	単位	数 量	備 考
	アスファルト舗装1	T=50～(50+～)	m ²	1,180	AS1		看板(前向駐車)	900×600	基	1.0	
	アスファルト舗装2	T=250(50+200)	m ²	352	AS2		看板移設		基	1.0	既設看板
	透水性アスファルト舗装1	T=190(40+100+50)	m ²	84.3	PA1		エアコン及び基礎移設	900×650	基	1.0	移設先
	透水性アスファルト舗装2	T=300(50+200+50)	m ²	7.8	PA2						
	透水性ILB舗装	T=230(60+20+100+50)	m ²	14.7	ILB						
	間詰めコンクリート1	T=200(100+100)	m ²	1.1	CP1						
	間詰めコンクリート2	T=300(150+150)	m ²	0.2	CP2						
	真砂土舗装(防草タイプ)	T=40	m ²	2.3	M						
	コンクリート縁石1	180/205×250×600	m	91.0	L-1 撤去物再利用						
	コンクリート縁石2	150/170×200×600	m	9.5	L-2						
	コンクリート縁石3	150/170×200×600	m	20.1	L-3						
	コンクリート縁石4	163/170×70×600	m	15.1	L-4						
	舗装止1	120×120×600	m	18.5	E-1						
	舗装止2	150×180×600	m	7.2	E-2						
	タイヤ止	150×120×600	組	48	2個1組						
	車止	W=1,500 H=800	基	4.0							
	フェンス(H=0.6m)+L型基礎	メッシュフェンス	m	5.0							
	フェンス(H=1.8m)+独立基礎	メッシュフェンス	m	18.0							
	路面標示	区画線、身障者他	式	1							
	標識(徐行)	H=2400 路側式	基	1							

※舗装面は、雨水を速やかに排水施設に導けるよう、排水勾配に配慮して施工する。場内の樹の天端高さを図り、嵩上げ高を確認し、施工図をおこし、監督員の承認を受けてから施工すること。

件 名 清瀬運動場 (R07) 正門側駐車場等改修工事	
図 面 外構平面図	
S: 1/150 (A3: 1/300)	No. A-5
令和 7年 9月	(5/15)



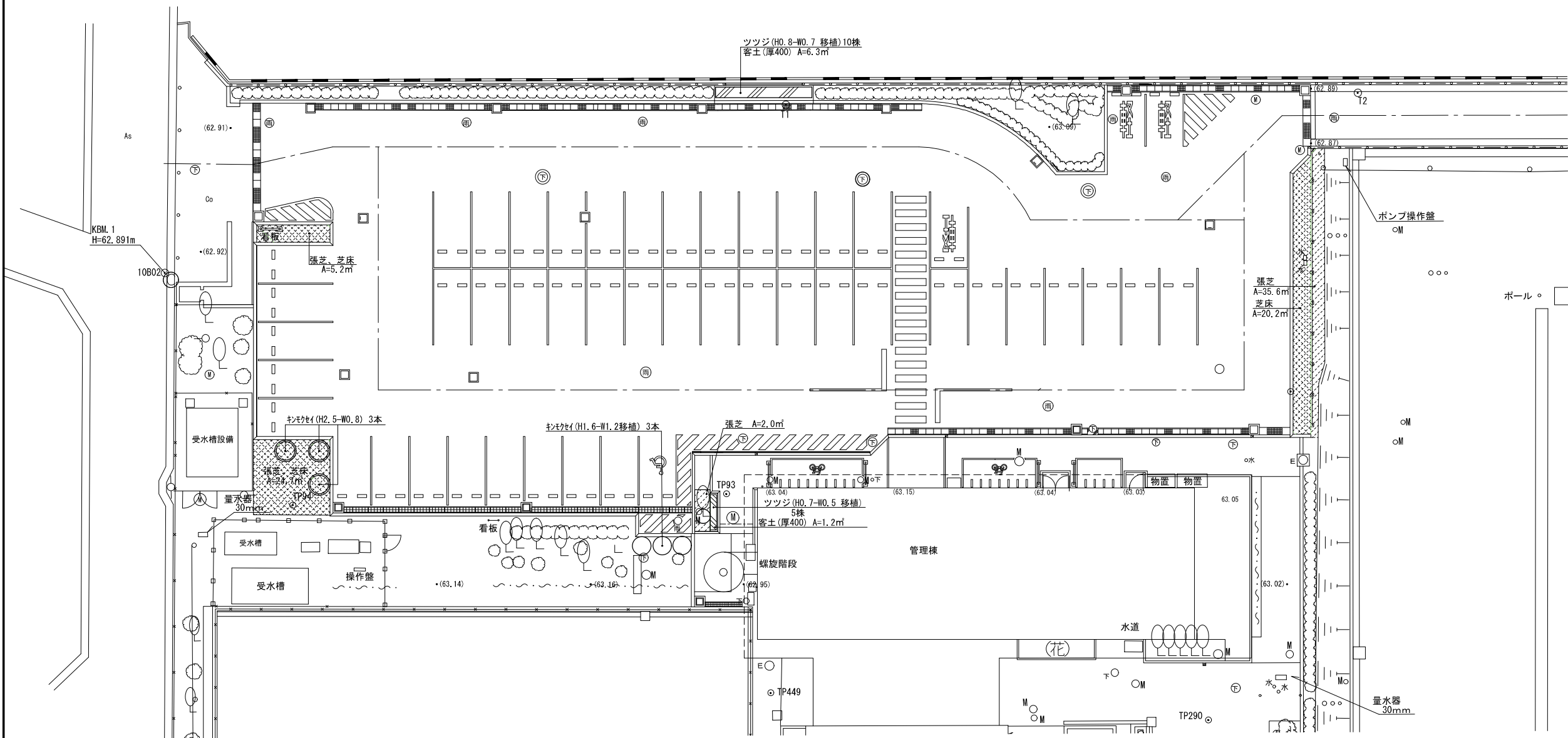
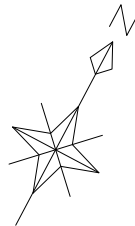
※舗装面は、雨水を速やかに排水施設に導けるよう、排水勾配に配慮して施工する。場内の樹の天端高さを図り、嵩上げ高を確認し、施工図をおこし、監督員の承認を受けてから施工すること。

高さ調整を行う樹・バンドホールについては、関連する一連の樹について番号を付記している。

現場の状況に応じて調整する樹及び高さについて調整すること。

※散水栓の移設掘直しにおいては、接続管の改修も行うこと。

件 名 清瀬運動場（R07）正門側駐車場等改修工事	
図 面 排水設備平面図	
S:1/150 (A3:1/300)	No. A-6
令和 7年 9月	(6/15)

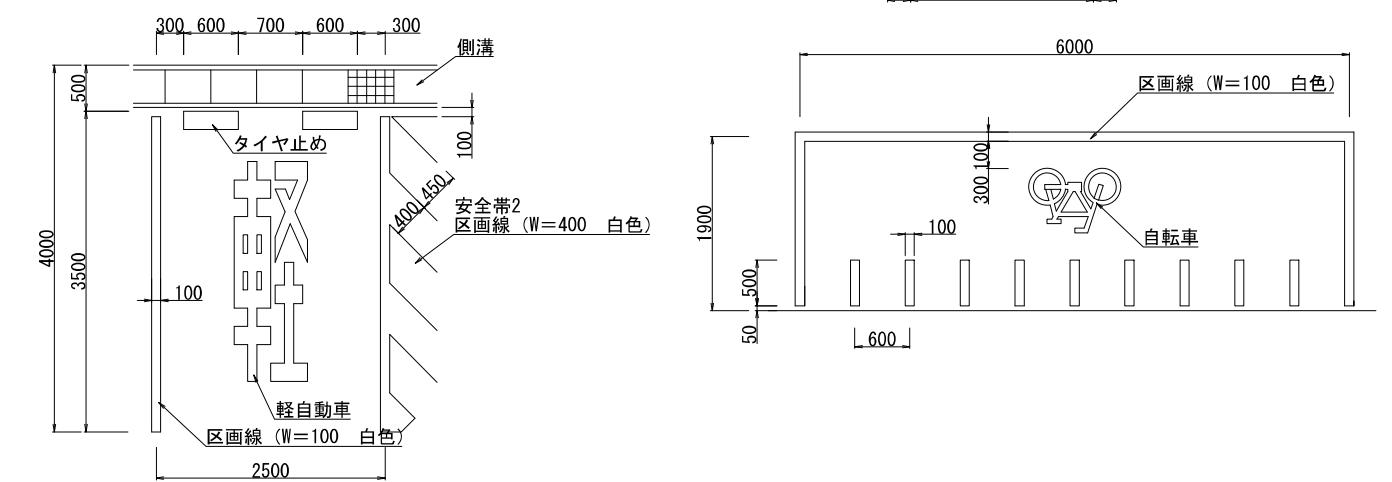
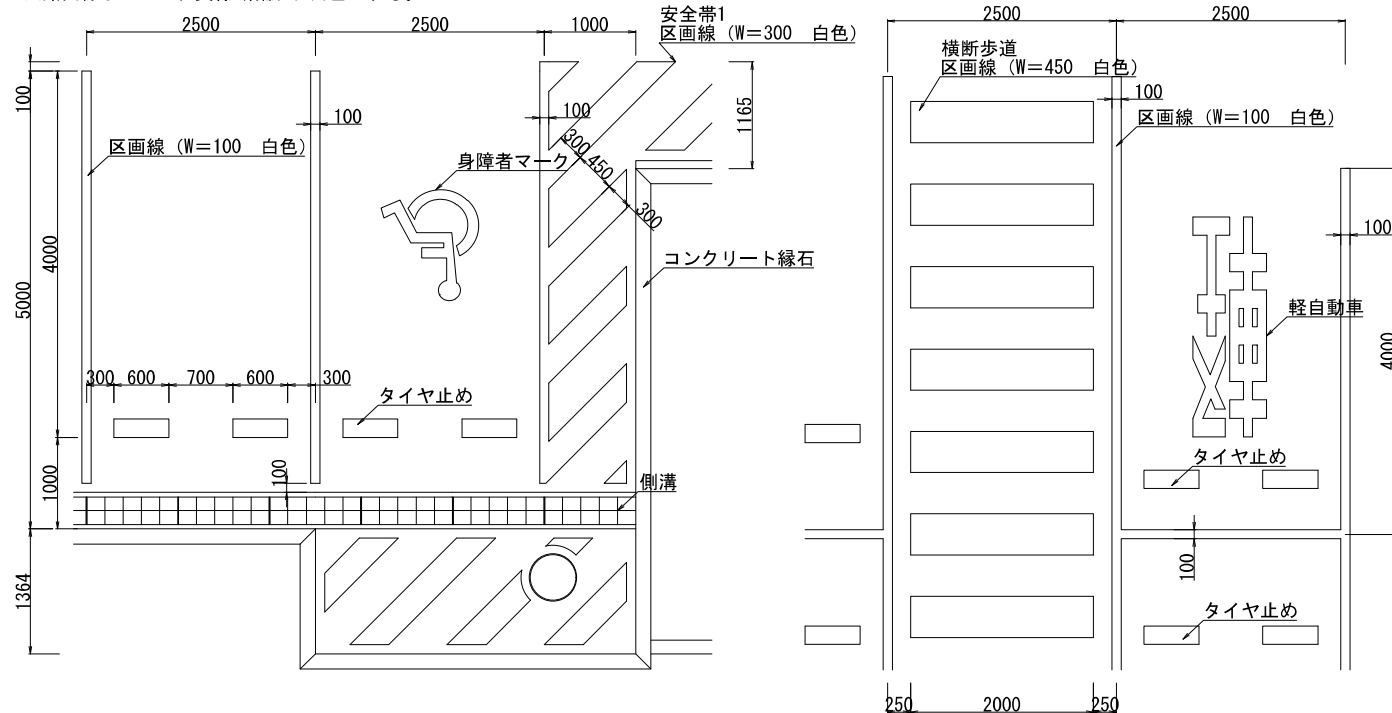


数量表

表 記	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
⊙	キンモクセイ新植	H2.5-W0.8	本	3	添柱型
○	キンモクセイ移植	H1.6-W1.2	本	3	添柱型
〰	ツツジ移植	H0.8-W0.7	株	10	
〰	ツツジ移植	H0.7-W0.5	株	5	
〰	張芝	高麗芝 目地無	m ²	67.5	
〰	芝床	厚150 黒土:砂=7:3	m ²	50.1	
〰	客土	厚400 植栽地用土	m ³	7.5	

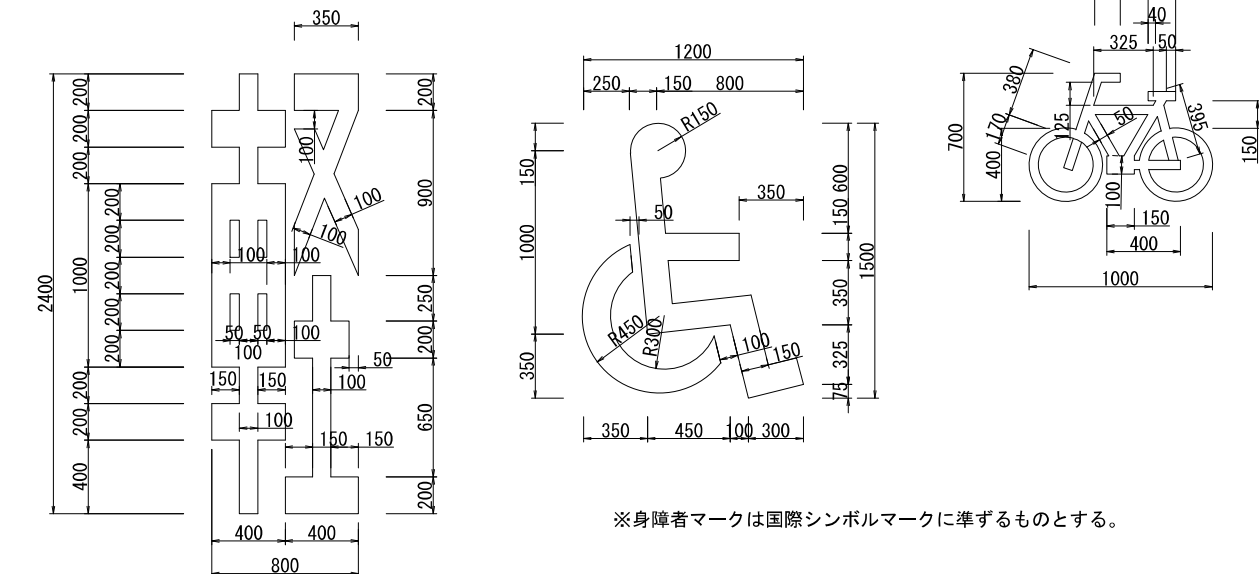
路面表示

※路面標示は全て、実線 溶融式 白色とする。



軽自動車 S=1:20 (1:40)

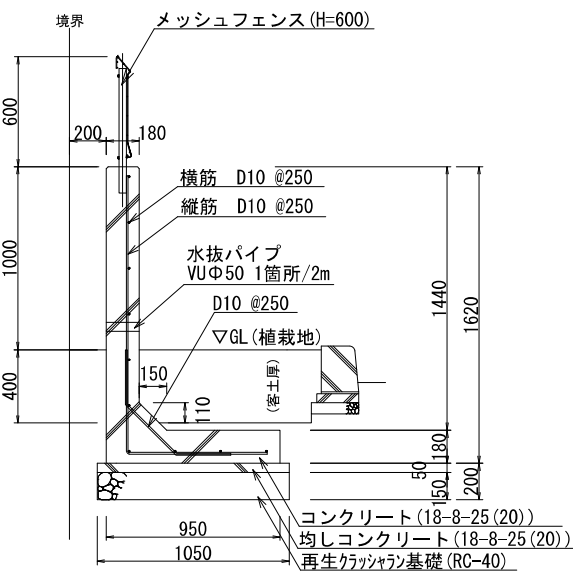
身障者マーク S=1:20(1:40)



※身障者マークは国際シンボルマークに準ずるものとする。

フェンス (H=0.6m)+L型基礎

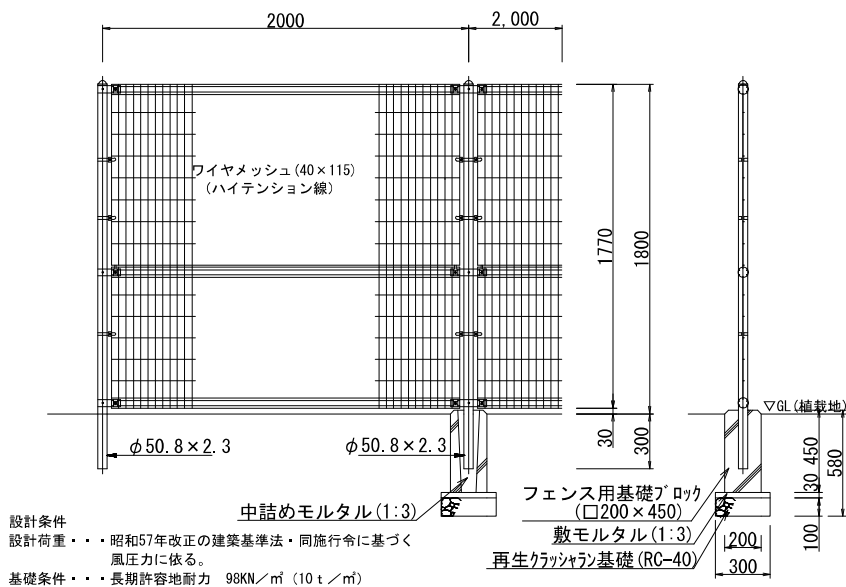
S=1:20 (1:40)



※客土は撤去する既存の植栽地用土を転用すること。
※メッシュフェンスは既設フェンス同等品以上とする。

フェンス (H=1.8m)+独立基礎

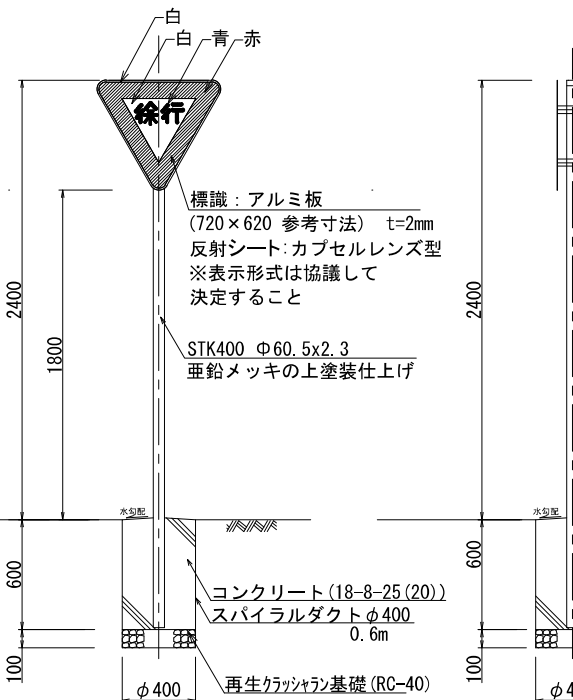
S=1:20 (1:40)



設計条件	中詰のモルタル(1.3)
設計荷重	昭和57年改正の建築基準法・同行施行に基づく 風圧力に依る。
基礎条件	長期許容面耐力 98KN/㎡ (10 t/㎡)
備考	
1. 外装について	
・ 主柱、ジョイント	亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっき の上部耐候性樹脂粉体塗装
・ 押入金具	
・ ワイヤメッシュ	亜鉛・アルミ合金めっきの上部耐候性 樹脂粉体塗装
・ パンド	
・ U 型 金 具	亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっき の上部防錆着色処理
・ ボルト、ナット	溶融亜鉛めっきの上部防錆着色処理

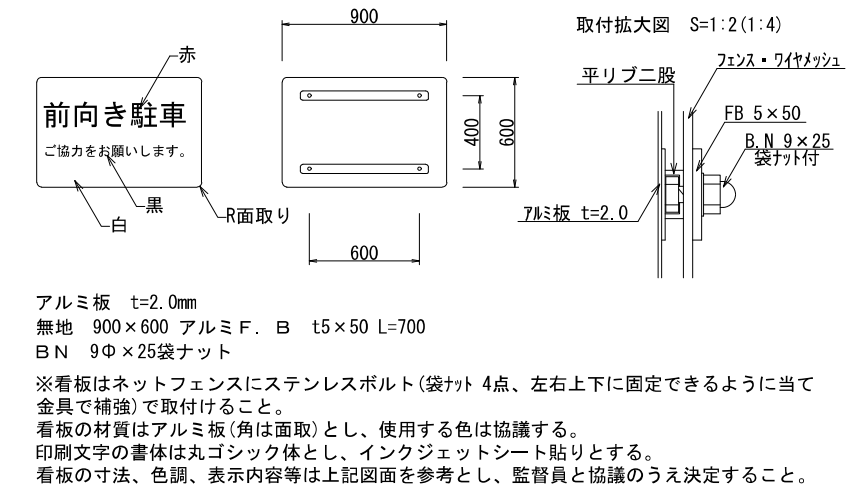
標識

S=1:20 (1:40)



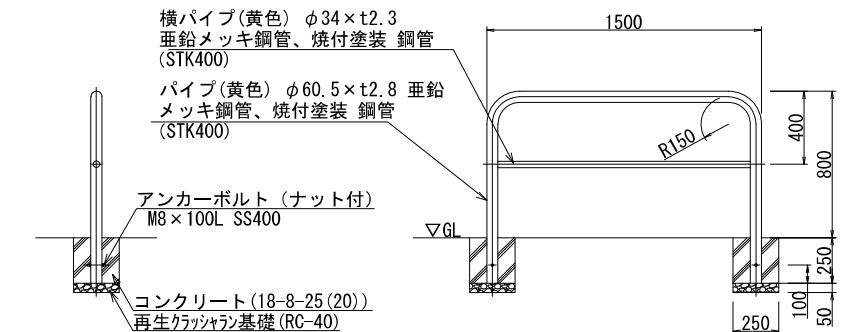
看板(前向駐車)

S=1:20 (1:40)



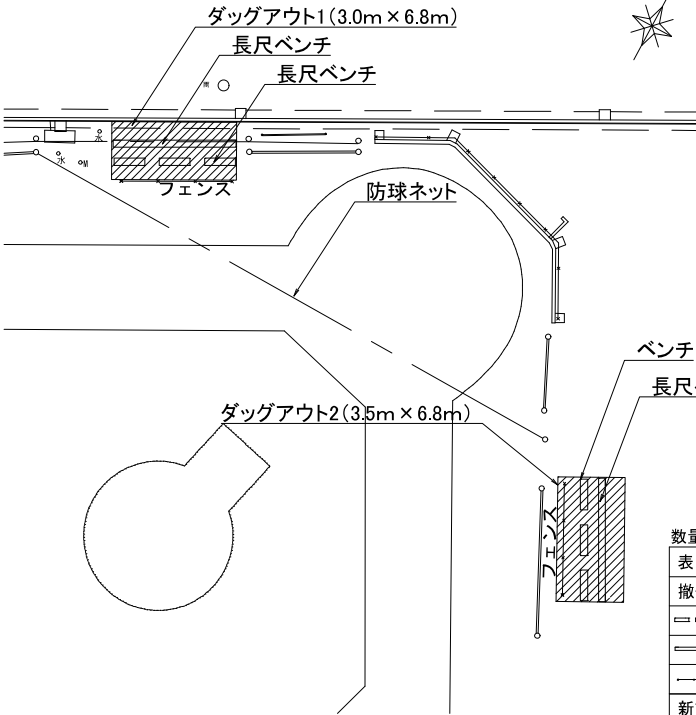
車止

$S=1:20\ (1:40)$



件 名	清瀬運動場 (R07) 正門側駐車場等改修工事		
図 面	詳細図-2		
	S:図示 (A3:図示)	No. A-10	
	令和 7年 9月	(10/15)	

KEY PLAN S=1:400 (1:800)



ダッグアウト改修内容 (2箇所)
ダッグアウト鉄部塗装 素地こしらえ・合成樹脂調合ペイント4回塗り (錆止め2回、中・上塗り各1回)
ダッグアウト雨樋 塩ビ製樋新設
ダッグアウト内ベンチ 撤去・新設
フェンス 撤去・新設

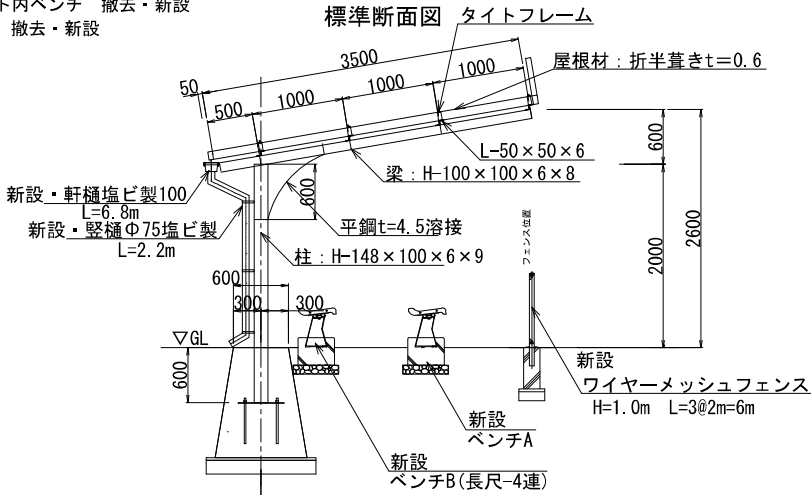
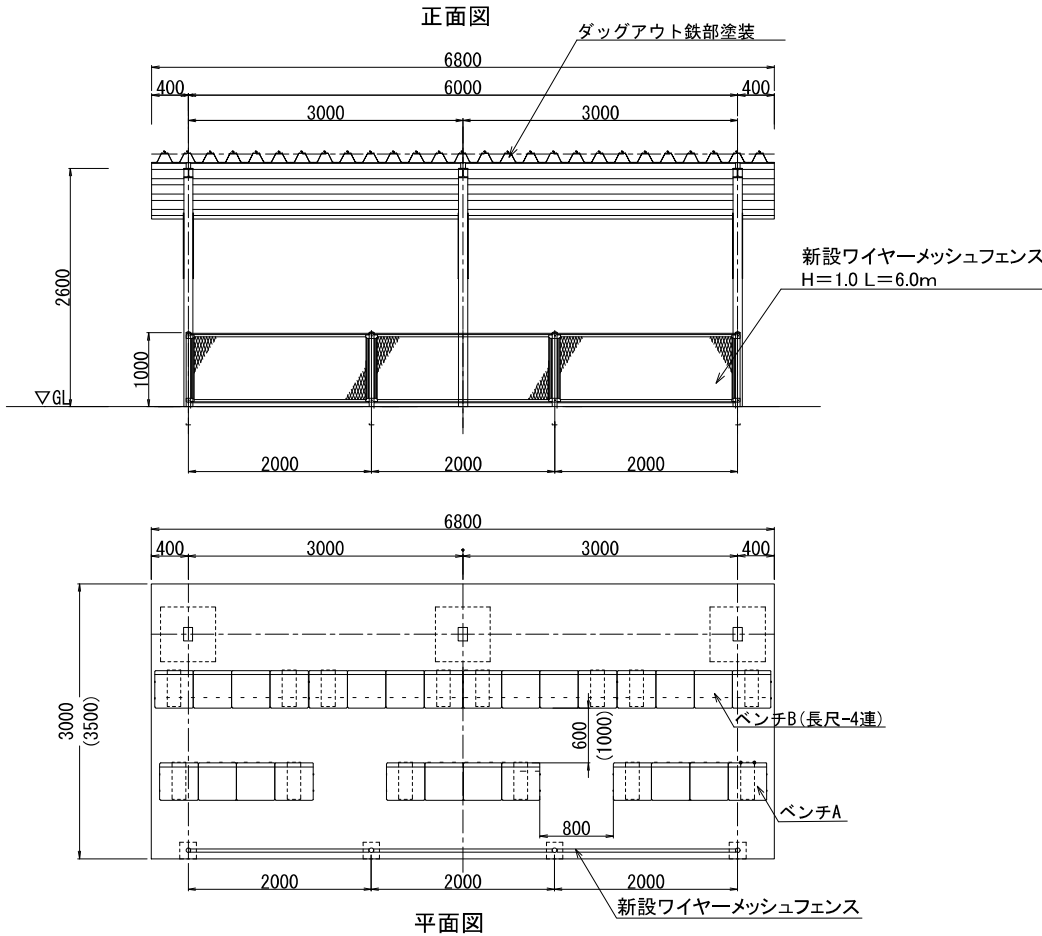


表 記	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
撤去					
ベンチ撤去	W400 L=1,600	基	6.0		
長尺ベンチ撤去	W300 L=6,700	基	2.0		
フェンス撤去	H=0.9m	m	12.0		
新設					
ダッグアウト1,2改修	鉄部塗装、雨樋設置	式	1.0	2箇所	
ベンチA	W405 L=1,676	基	6.0		
ベンチB (長尺)	W405 L=6,734	基	2.0		
ワイヤーメッシュフェンス	H=1.0m @2m	m	12.0		



ベンチA

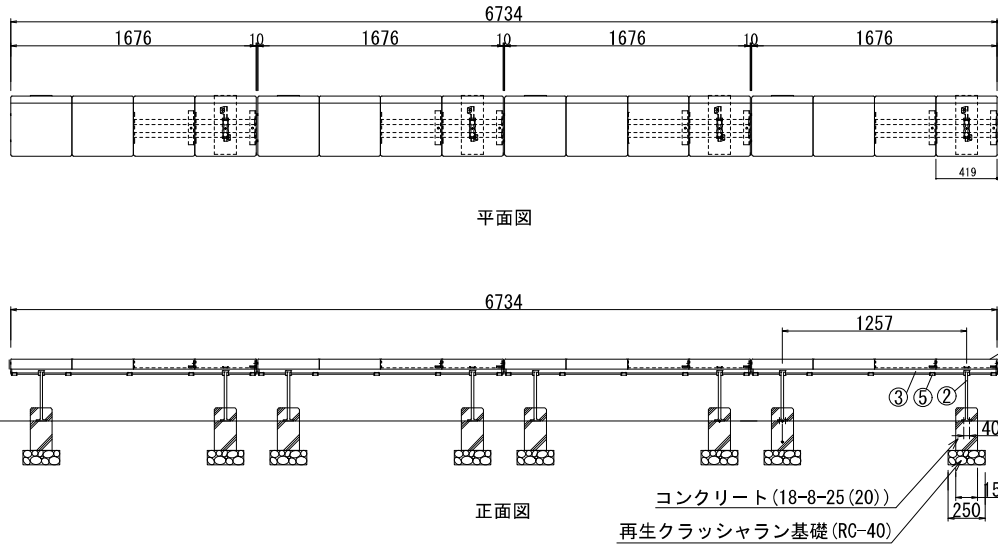
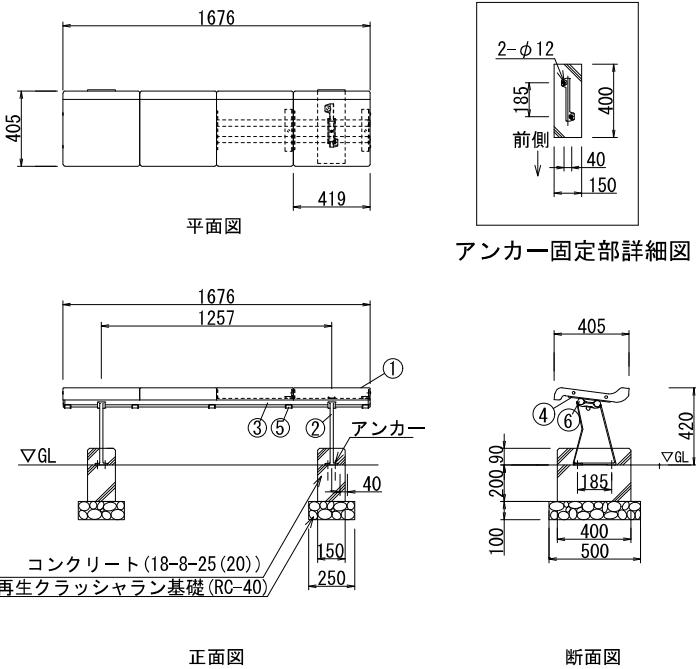
S=1:20 (1:40)

ベンチB (長尺4連)

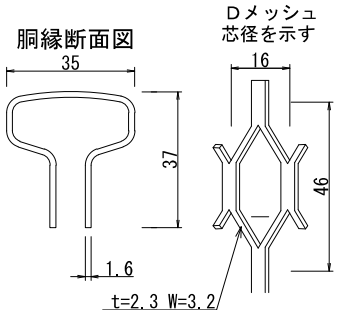
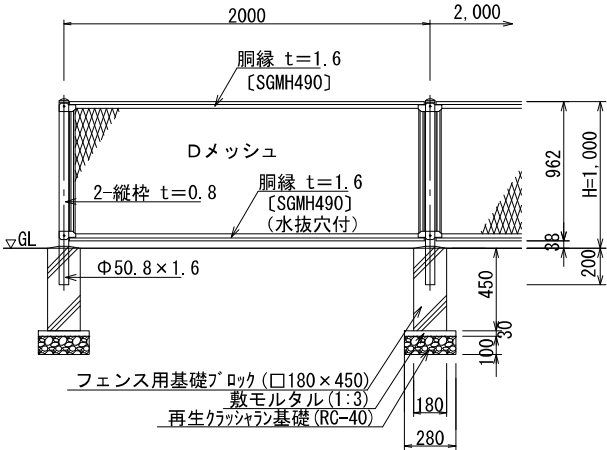
S=1:25 (1:50)

ワイヤーメッシュフェンス

S=1:20 (1:40)

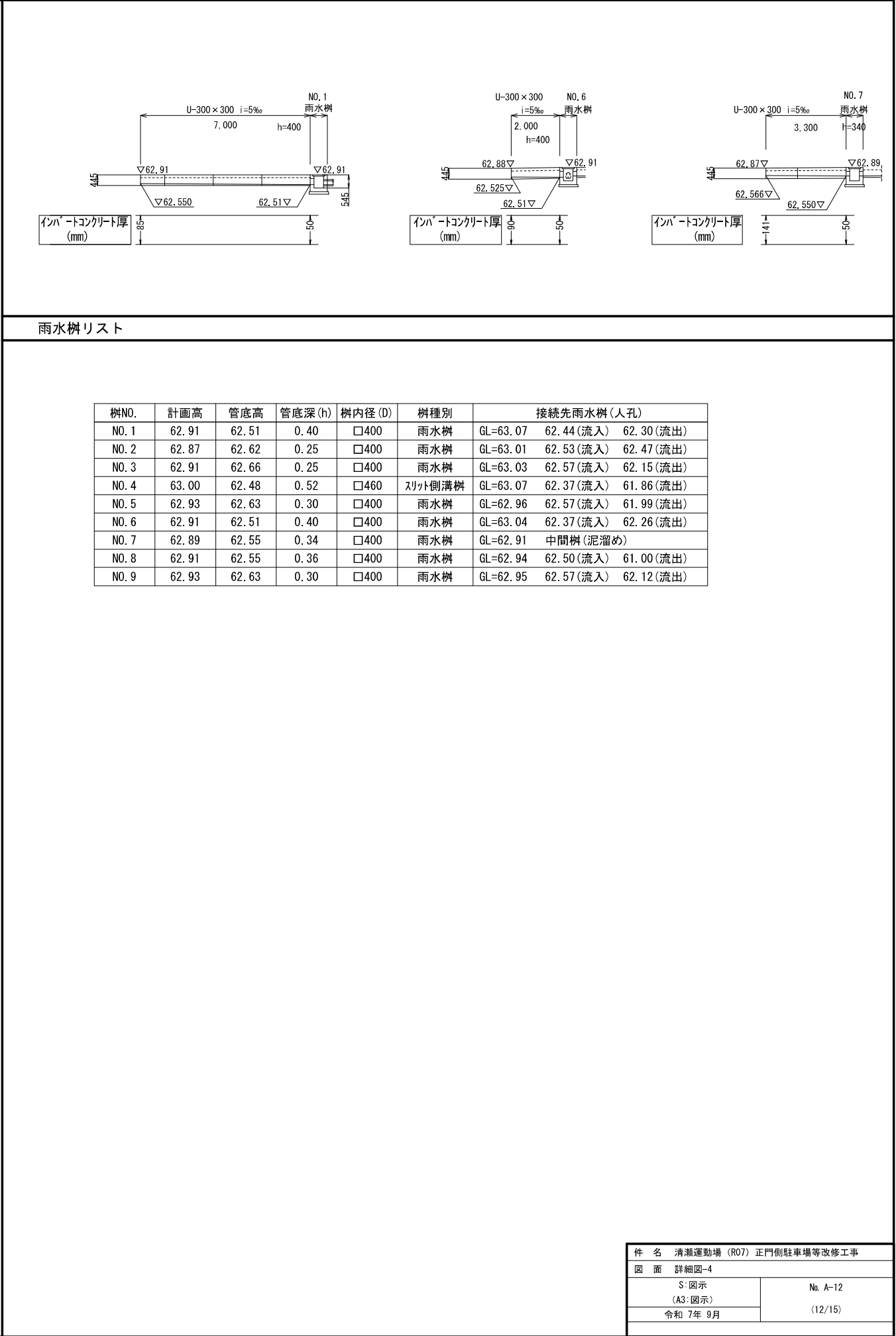
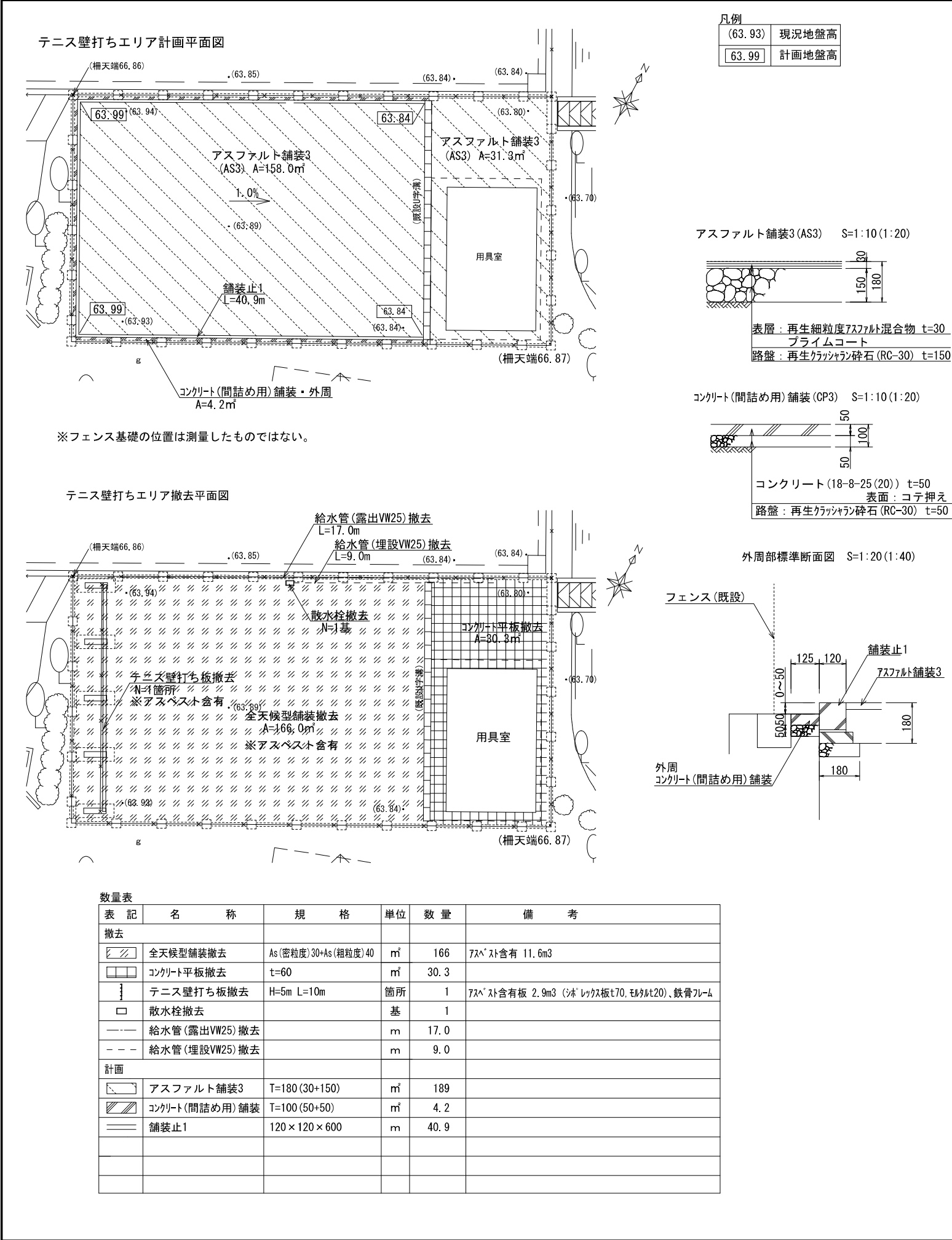


符号	部品名称	材質	備考
1	座本体	FRP (SMC成形品)	屋外用特殊樹脂コーティング
2	脚	アルミ合金鋳物	
3	連結材	φ34 x t3.2 鋼管	垂鉛メッキ 透明被膜付
4	ブラケット	t3.2 鋼板プレス加工	垂鉛メッキ仕上
5	クランプ	t3.2 鋼板プレス加工	垂鉛メッキ仕上
6	パイプキャップ	ポリプロピレン	

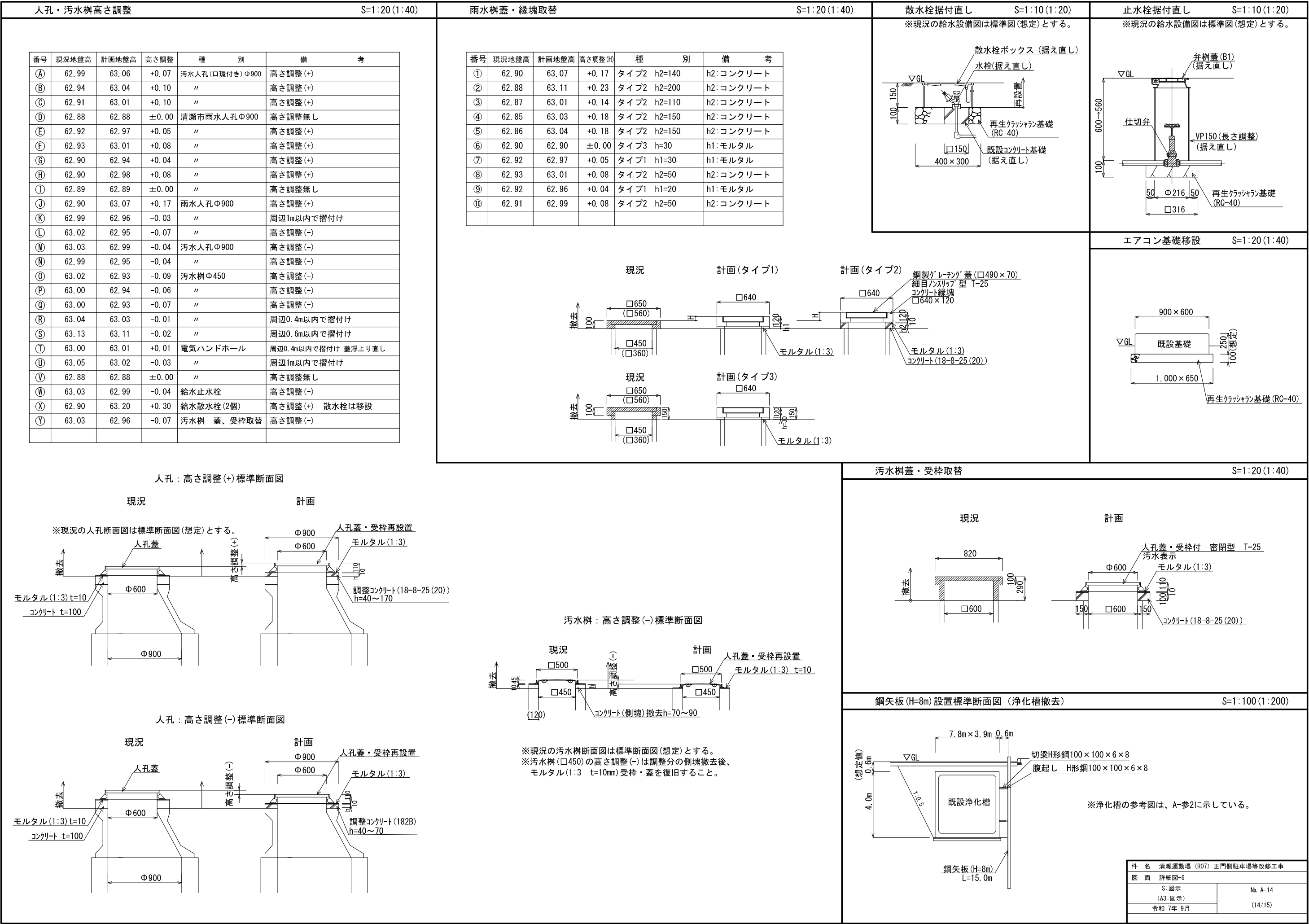


設計条件
設計荷重・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。
基礎条件・長期許容地耐力 98 kN/m² (10 t/m²)
備考
外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装とする。但し、Dメッシュは亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装、ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とする。

件 名	清瀬運動場 (R07) 正門側駐車場等改修工事
図 面	詳細図-3
S: 図示 (A3: 図示)	No. A-11 (11/15)
令和 7 年 9 月	

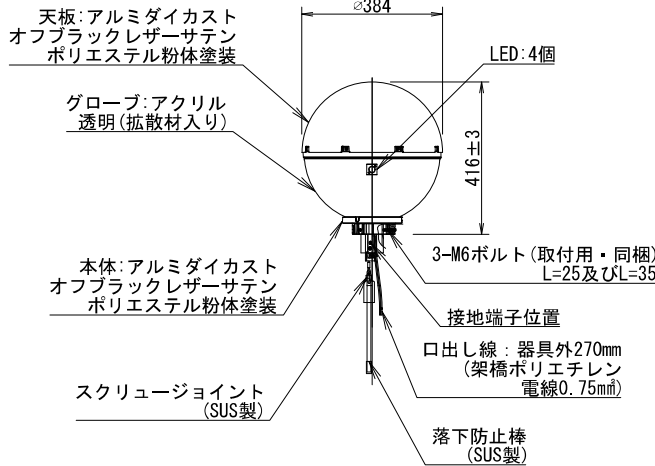
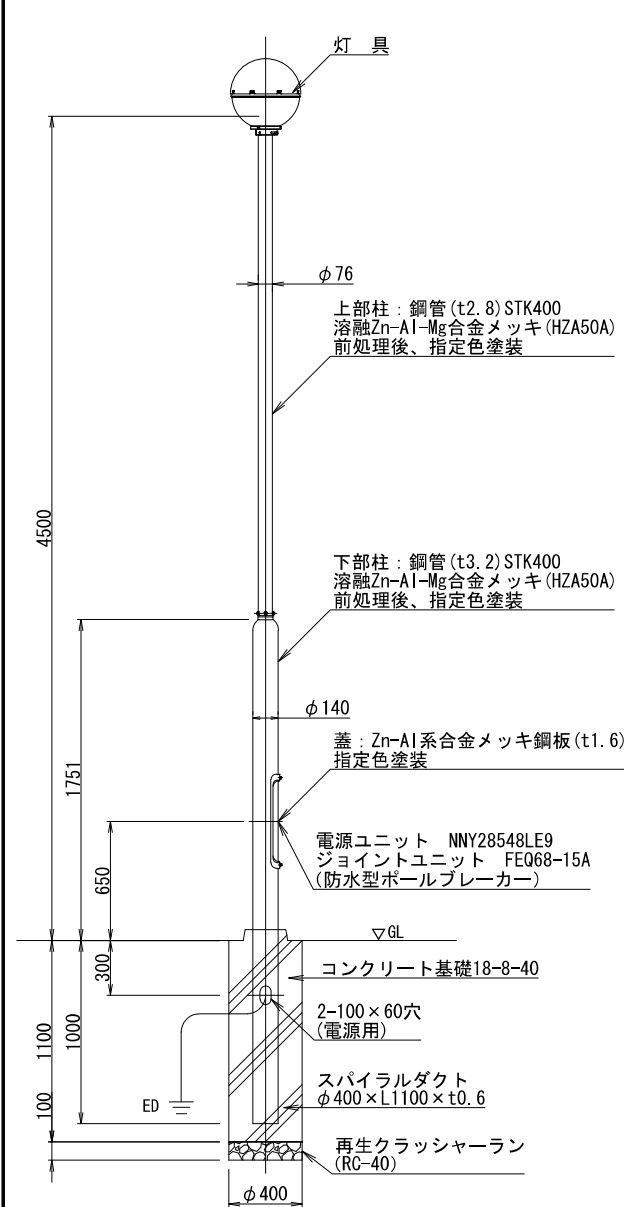


浸透U型側溝1 S=1:10 (1:20) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上	浸透U型側溝2 S=1:10 (1:20) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上	浸透U字溝 S=1:10 (1:20) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上	U字溝 S=1:10 (1:20) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上
コンクリート蓋・グレーチング蓋 (浸透U型側溝) S=1:10 (1:20) コンクリート蓋とグレーチング蓋の割合は4:1とする。	スリット側溝 S=1:10 (1:20) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上	コンクリート管 (HP) S=1:5 (1:10) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上	横断側溝 (可変側溝) S=1:20 (1:40) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上
スリット側溝樹 S=1:20 (1:40) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上	スリット側溝縦断面図 S=1:100 (1:200) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上	雨水樹 S=1:20 (1:40) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上	塩ビ管 (VU) S=1:20 (1:40) ※透水シートは透水係数 10^{-2} cm/sec以上、引張強度30kgf以上



照明灯 1 ・ 2 詳細図

図示

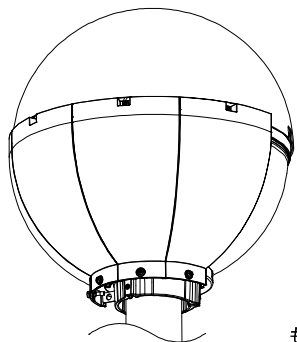


灯具詳細図 S=1:10 (S=1:20)

定格電圧	100V
周波数	50Hz/60Hz共用
消費電力	46.6W
入力電流	0.469A

※電源ユニットNNY28548LE9接続時

器具光束:6700 lm
LED:昼白色(5000K/Ra70)
光源寿命:60000 h(光束維持率85%)
電源ユニット別置型
耐雷サージ:15kV(コモンモード)
XYG2402NLE9

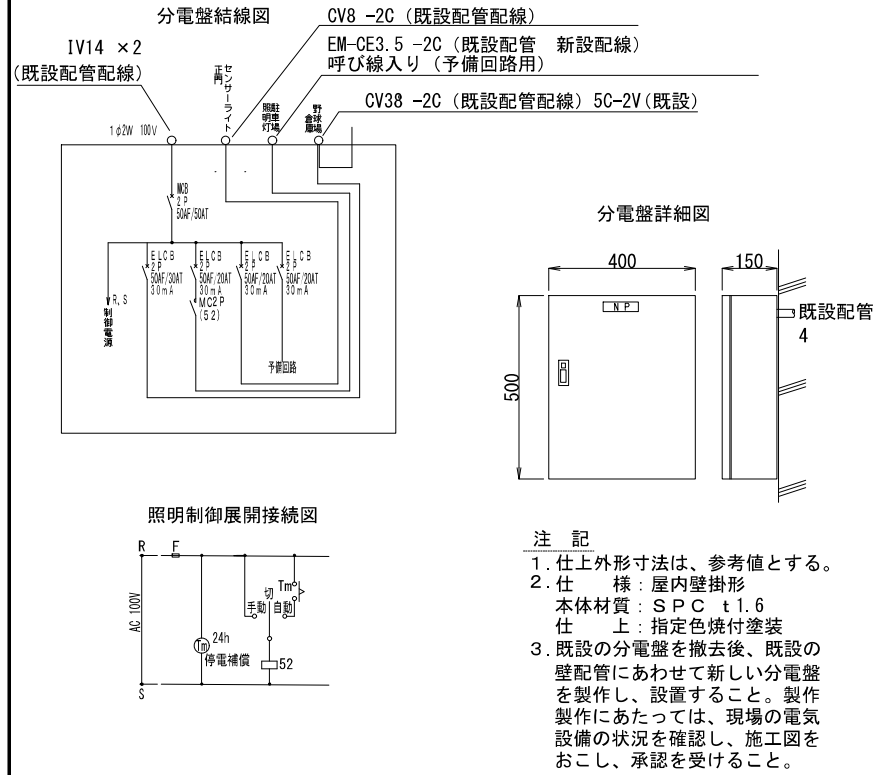


遮光板取付図

照明灯2は、遮光板を取り付ける
ものとする

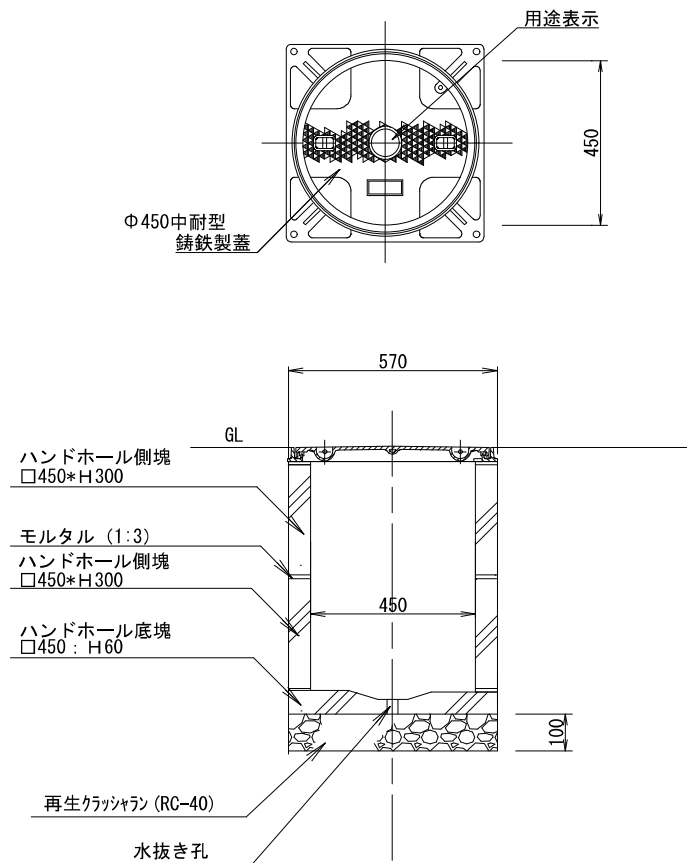
分電盤詳細図

S=1:2 (S=1:4)



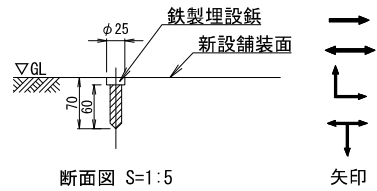
ハンドホール

S=1:10 (1:20)



埋設鋳 (鉄製)

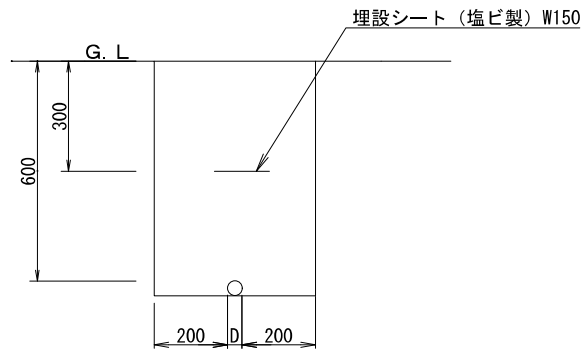
S=1:5 (1:10)



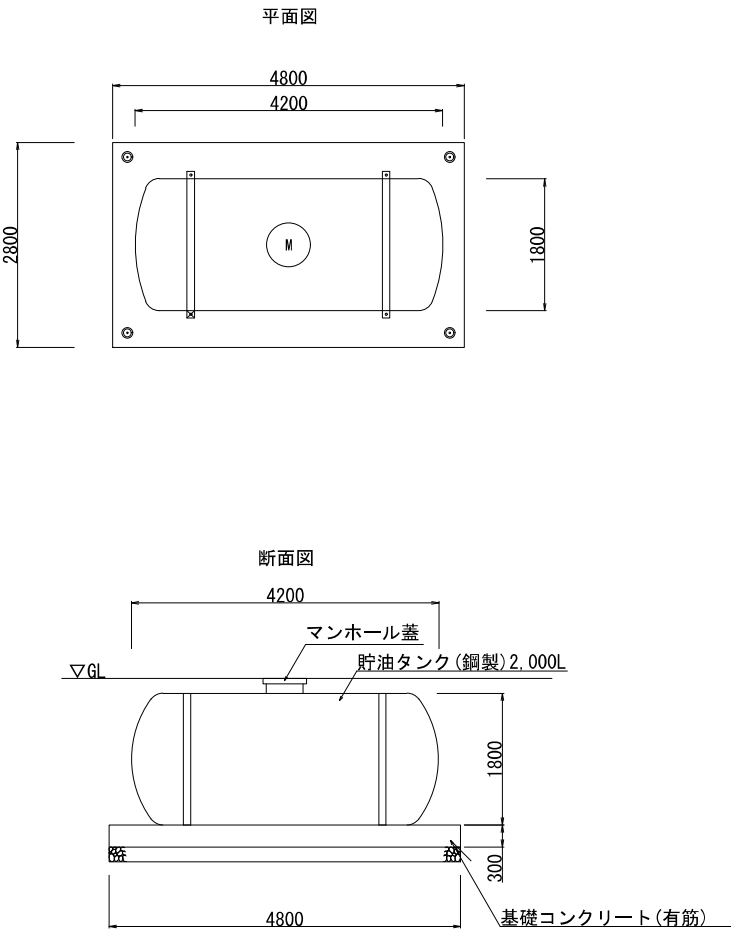
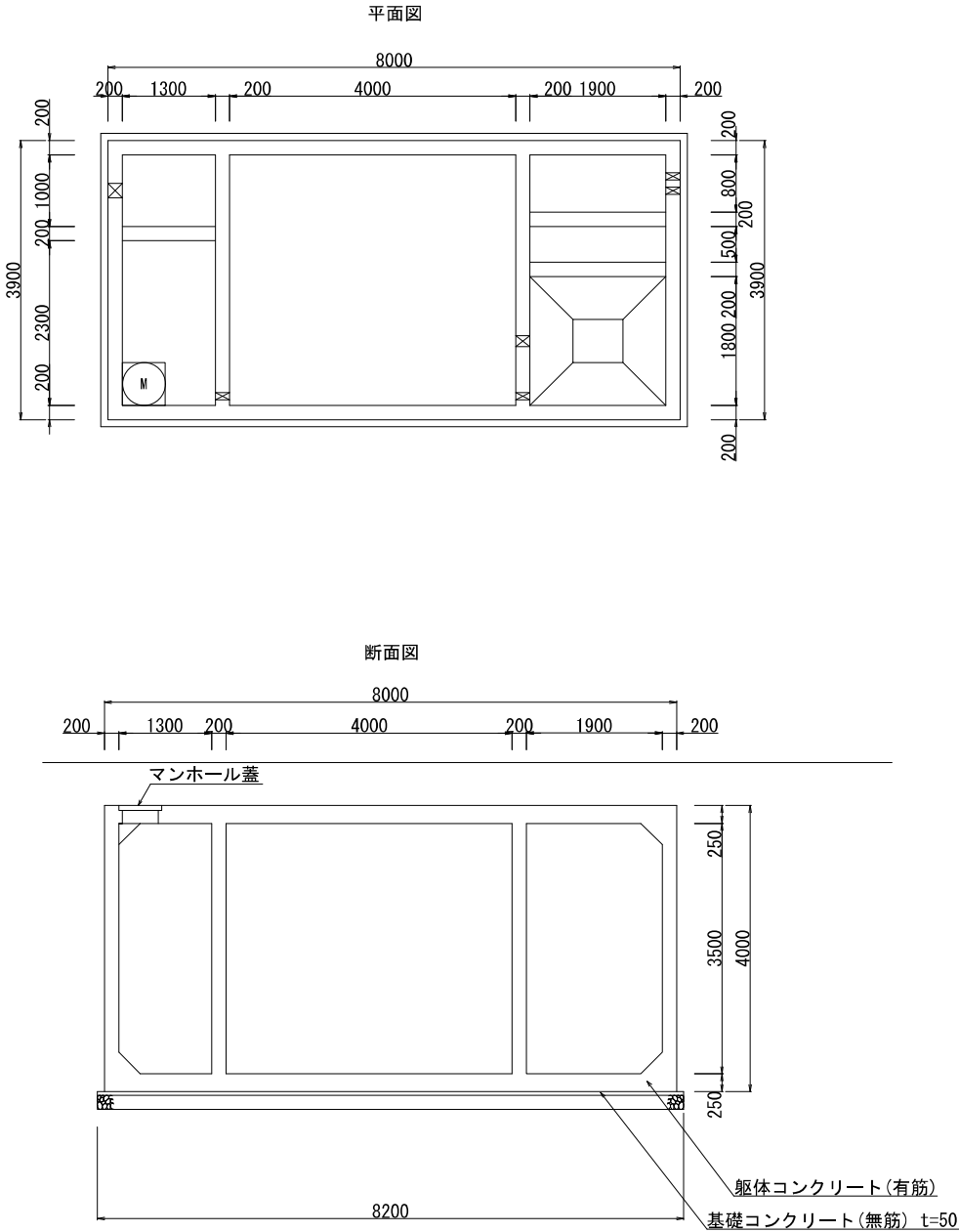
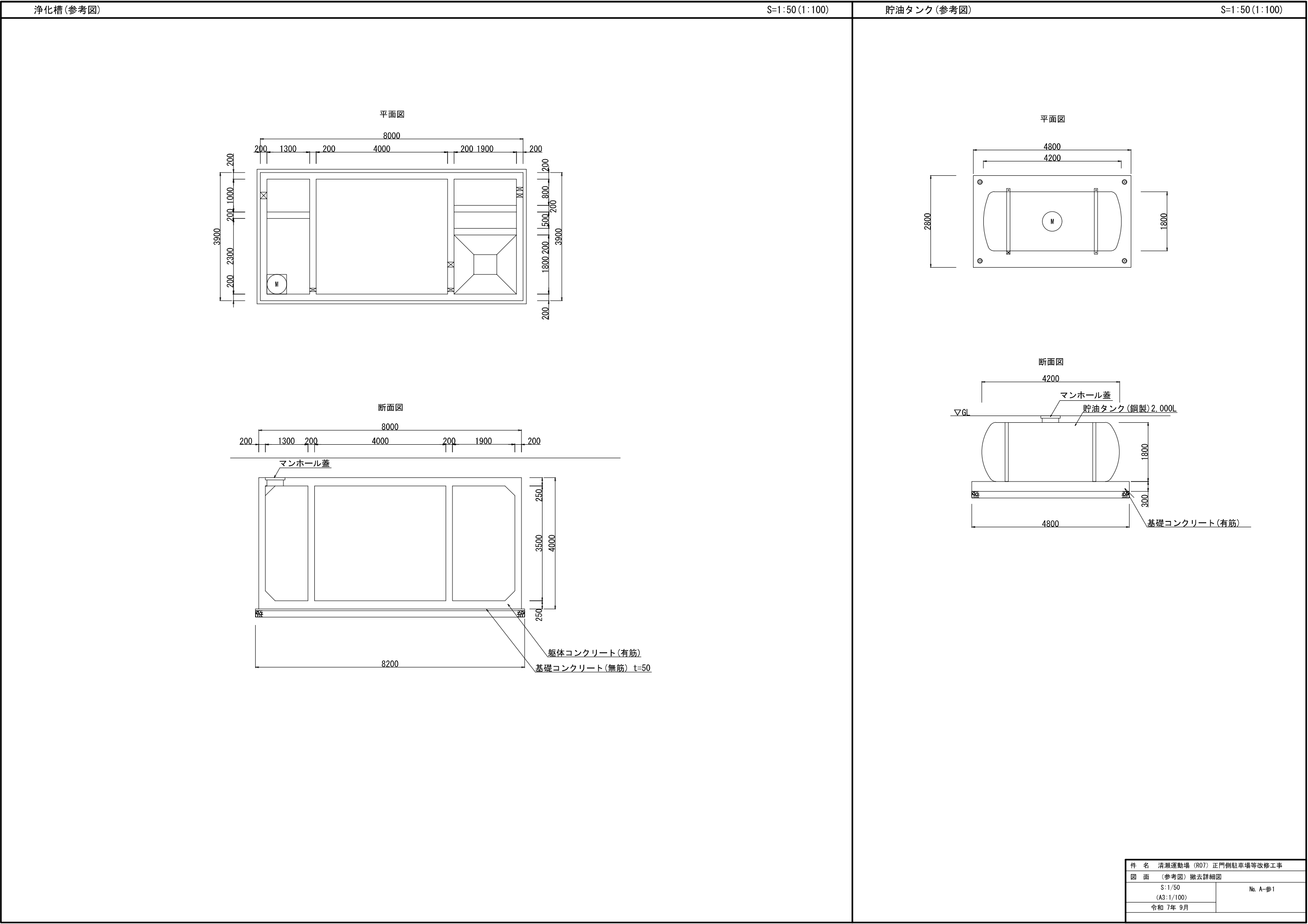
※標示プレートの内容は監督員の指示による。
※矢印表示の色については、電気用は赤とする。

埋設鋳 (鉄製)

S=1:10 (1:20)



件 名 清瀬運動場 (R07) 正門側駐車場等改修工事	
図 面 詳細図-7	
S:図示 (A3:図示)	No. A-15 (15/15)
令和 7年 9月	



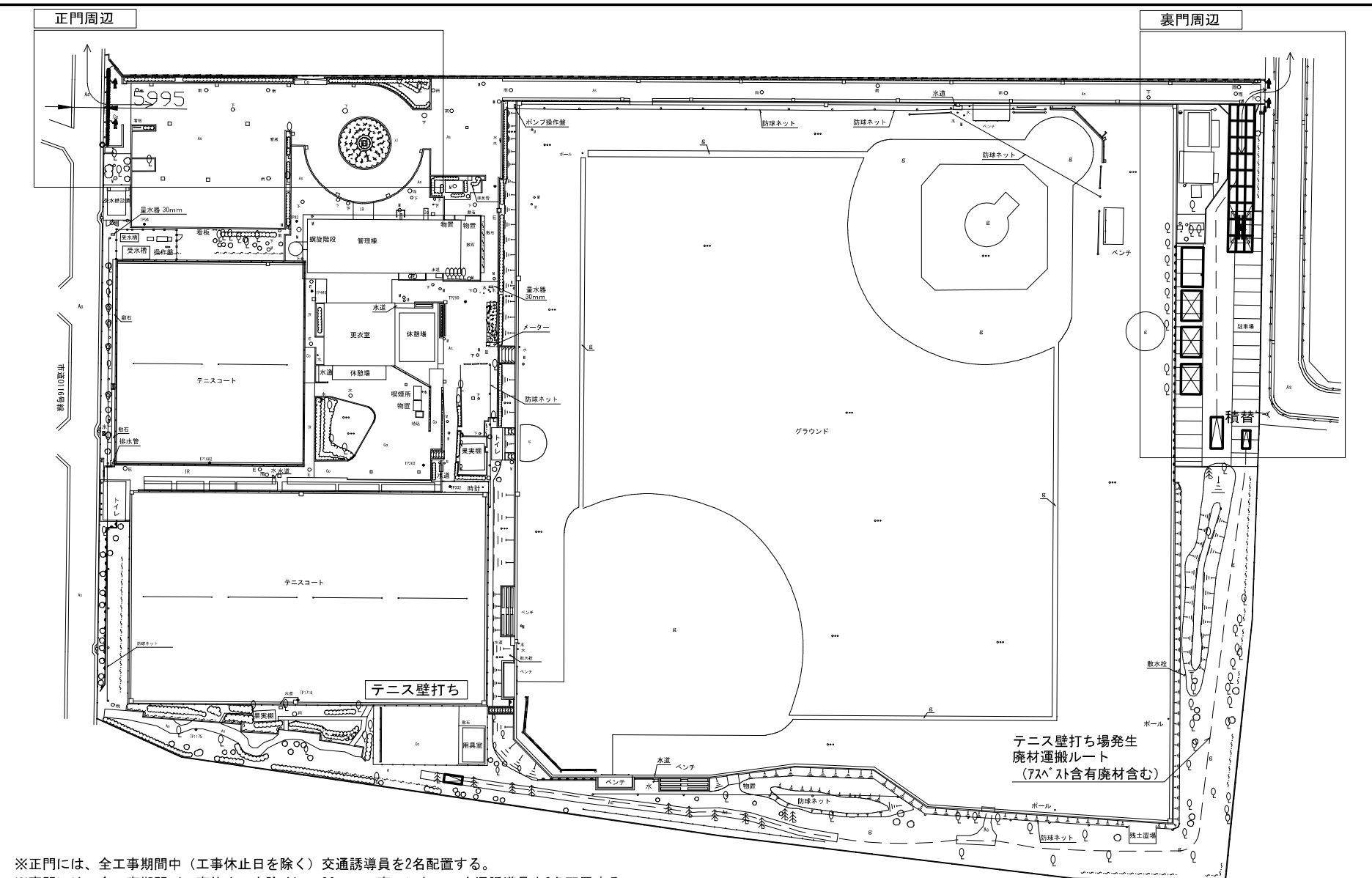
件 名	清瀬運動場 (R07) 正門側駐車場等改修工事	
図 面	(参考図) 撤去詳細図	
S:1/50 (A3:1/100)	No. A-参1	
令和 7年 9月		

全体仮設平面図（参考図）

S=500 (=1:1000)

裏門周辺仮設平面図（参考図）

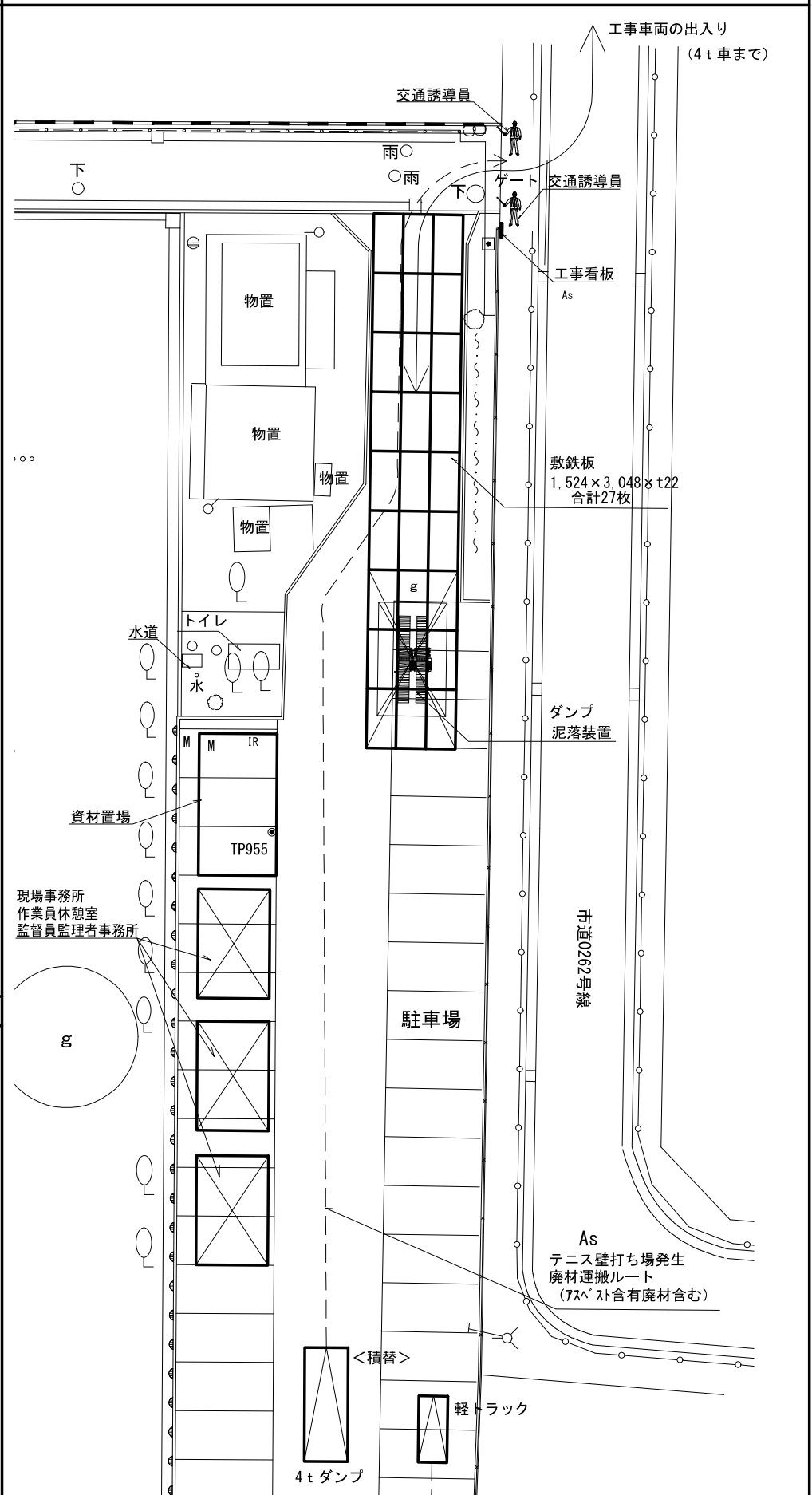
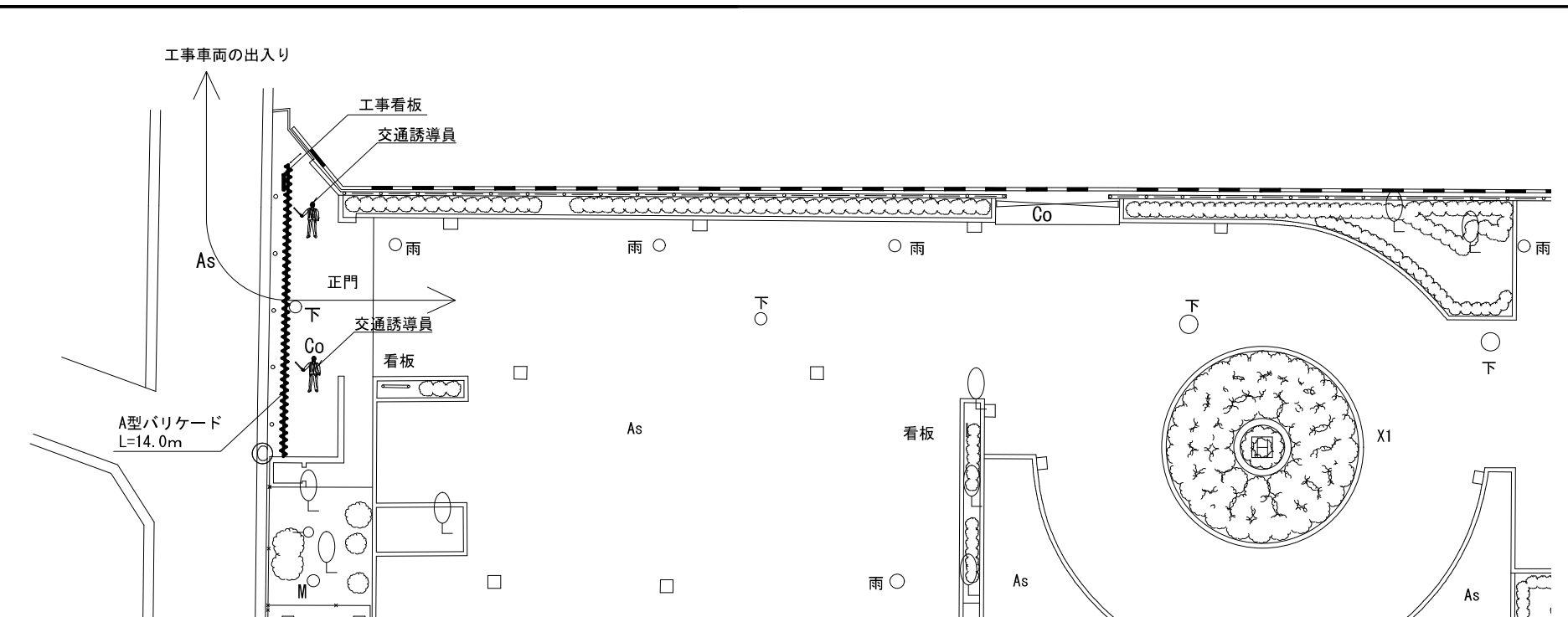
S=150 (S=1:300)



※正門には、全工事期間中（工事休止日を除く）交通誘導員を2名配置する。
 ※裏門には、全工事期間（工事休止日を除く）の36%の工事日において交通誘導員を2名配置する。
 ※テニス壁打ち場のアスベスト含有廃材については、法令に則り処理すること。運搬の際には、2重に梱包し、軽トラックによって図示のルートを運搬し、東側駐車場で積み替え場外に搬出すること。

正面周辺仮設平面図（参考図）

S=150 (S=1 : 300)



件 名 清瀬運動場 (R07) 正門側駐車場等改修工事	
図 面 (参考図) 仮設計図面	
S:図示 (A3:図示)	No. A-参2
令和 7年 9月	

令和5年1月10日

東京都職員共済組合

事業者のみなさまへ

工事請負契約の入札における最低制限価格の算定基準について

令和4年12月6日付で、東京都財務局「調査基準価格及び最低制限価格の設定について（通知）」が改正されたことに伴い、最低制限価格の算定式の一部を変更することとしましたので、お知らせします。

事業者の皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 設定範囲の見直し内容

最低制限価格の設定範囲を予定価格の10分の7.5以上10分の9.2以下から10分の7.5以上10分の9.3以下に見直します。

2 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①から④までを基に算定した金額に合算します。

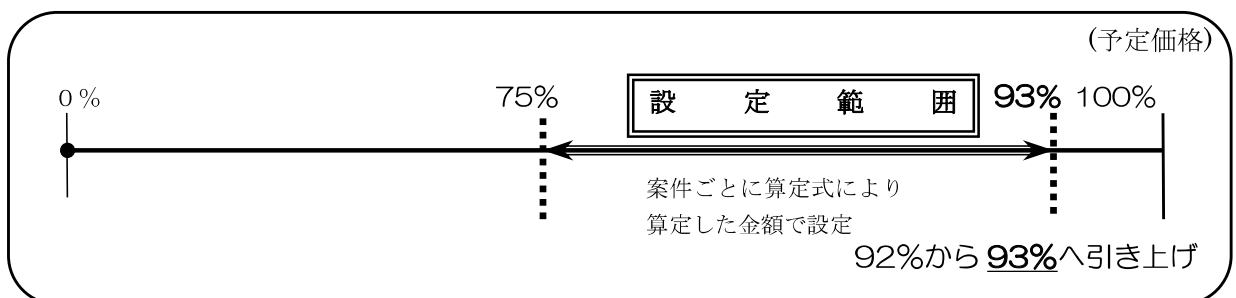
また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあては10分の2）を乗じた額とします。

最低制限価格 算定式

直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等

設定金額 = (①×0.97+②×0.9+③×0.9+④×0.68) + 消費税相当額

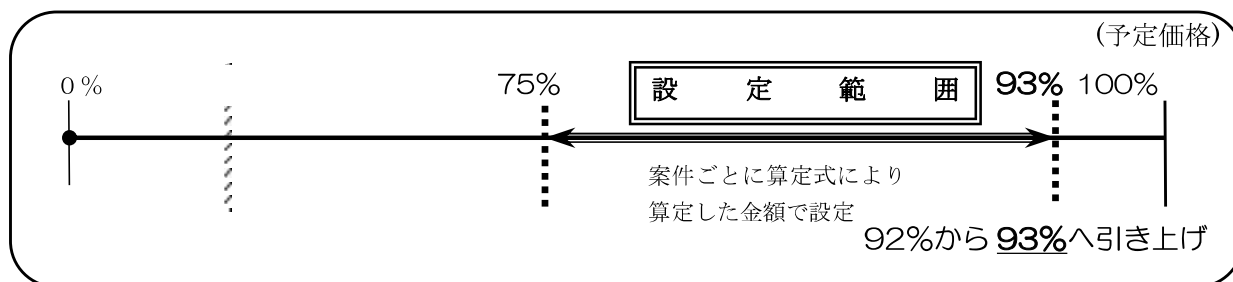


ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7.5/10に満たない場合は、予定価格の7.5/10とし、設定金額が予定価格の9.3/10を超える場合は、予定価格の9.3/10とします。

解体工事における算定式

上記算定式によらないものとしている解体工事については、以下の算定式となります。

$$\text{設定金額} = (\text{①} \times 0.8 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68) + \text{消費税相当額}$$



ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格の 9.3/10 を超える場合は、予定価格の 9.3/10 とします。

その他についても東京都財務局が定める算定基準を使用します。

3 実施時期

令和5年1月16日以降に入札公告等を行う案件から実施します。
(工事発注予定表に、最低制限価格を設定する旨を明記します。)

予定価格等の公表

工事請負契約案件については、原則として**予定価格を事後公表**します。再々入札となる場合は、事前公表します。

ただし、中小企業の積算に係る負担等を考慮し、平成30年10月1日以降に入札公告等を行う案件から、下記に掲げる対象案件につきましては、**予定価格を事前公表**します。

○ 実施対象 入札を行う工事請負契約のうち、次に掲げる案件

- 1 建築業種は予定価格が4億4千万円未満
- 2 土木業種は予定価格が3億5千万円未満
- 3 設備業種は予定価格が2億5千万円未満

最低制限価格については事後公表します。

- ★予定価格を超える金額での入札は、落札者となりません。
- ★最低制限価格を下回る金額での入札も、落札者となりません。
- ★入札の回数は3回とし、3回で落札しない場合は不調とします。